

『令和 7 年 2 月 2 6 日開催』

総 務 常 任 委 員 会
委 員 長 報 告

【令和 7 年 3 月定例会】
(令和 6 年度関係議案)

委員長 荻 野 梓

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び第11款「公債費」並びに歳入の部、第1款「市税」ないし第4款「配当割交付金」及び第6款「法人事業税交付金」並びに第7款「地方消費税交付金」及び第12款「地方交付税」並びに第15款「使用料及び手数料」第1項「使用料」第1目及び第2項「手数料」第1目並びに第16款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第1目及び第7目並びに第3項「委託金」第1目及び第17款「県支出金」第1項「県負担金」第1目並びに第3項「委託金」及び第18款「財産収入」ないし第22款「諸収入」並びに第23款「市債」第1項「市債」第1目及び第2条第2表「継続費補正」並びに第3条第3表「繰越明許費補正」及び第4条第4表「債務負担行為補正」並びに第5条第5表「地方債補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、債務負担行為補正にかかわり、美術館管理運営業務の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、美術館管理運営業務について、利潤を追求する株式会社が公の社会教育施設を運営することや、美術館運営の経験がないものが指定管理者となることに疑義があることから、反対するとの意見。

また、全体的に、予算を必要に応じて増減額していることから、賛成するとの意見。

さらに、美術館建設については従来から反対しており、美術館に関連する業務を含む議案であることから、反対するとの意見。

また、美術館建設に関しては賛成の立場であり、学芸員との繋がりや実績のある指定管理者の管理運営業務となることから、賛成するとの意見。

またさらに、本市の経常経費が増え、本市の状況が変わっているなか、美術館管理運営業務の管理運営費についても削減を含め検討すべきという理由から、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第7号「令和6年度川口市交通災害共済事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第10号「川口市立美術館運営審議会条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、増員する委員の詳細について等、質疑応答の後、

討論へと移行し、まず、制定時から、様々な議論をすることを想定した委員の人数にするべきであったことから、反対するとの意見。

また、多様性が求められる美術館において、委員を増員することは、議論をより良い方向に導くことができると考えることから、賛成するとの意見。

さらに、委員を3名増員することについて委員会において具体的な理由が示されなかったことから、反対するとの意見。

またさらに、委員を増員することは、地域との更なる連携や審議の充実を図るため、必要であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立美術館）」を議題といたしましたところ、指定管理者の応募資格について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、利潤を追求する株式会社が公の社会教育施設を運営することや、美術館運営の経験がないものが指定管理者となることに疑義があることから、反対するとの意見。

また、部内及び庁内の評価委員会の評価を得て、指定管理者を指定することから、賛成するとの意見。

さらに、作品展、施設管理及び広報について、指定管理者に全てを任せ、本市の取り組む姿勢があまり感じられないことから、反対するとの意見。

またさらに、指定管理者の応募が1者のみであり、競争原理が働いておらず、サービスの質等が適切かどうかの判断が困難であることから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第11号「工事請負契約の変更契約の締結について（川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事）」及び議案第12号「工事請負契約の変更契約の締結について（北スポーツセンター及び神根西公民館ほか解体工事）」並びに議案第85号「工事請負契約の締結について（（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その1）（ゼロ債務）」及び議案第86号「工事請負契約の締結について（（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その2）（ゼロ債務）」の以上4議案を一括議題といたしましたところ、議案第11号にかかわり、美術館建設工事の工事箇所について、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、議案第11号にかかわり、美術館建設に関わる関連議案であることから、反対するとの意見。

また、川口総合文化センター大規模改修の追加工事については、市民が安全に施設を利用するために必要であり、今後数十年使用するため、施設マネジメントの観点からも必要であることから、賛成するとの意見。

さらに、議案第11号にかかわり、昨年12月議会で述べた理由と同じ理由で、反対するとの意見。

またさらに、川口総合文化センター及び美術館の工事の変更内容については、必要な追加工事であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、個別採決の結果、議案第１１号は起立者多数で、議案第１２号及び議案第８５号並びに議案第８６号は起立者全員でそれぞれ可決と決しました。

次に、議案第１３号「財産の取得について（新庁舎２期棟備品（カウンター））」ないし議案第２０号「財産の取得について（新庁舎２期棟備品（ワゴン））」までの以上８議案を一括議題といたしましたところ、議案第２０号にかかわり、入札の参加資格について、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第２１号「専決処分の承認について（令和６年度川口市一般会計補正予算）」のうち当委員会の所管事項について及び議案第２２号「専決処分の承認について（令和６年度川口市一般会計補正予算）」のうち当委員会の所管事項についての以上２議案を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

以上で報告を終わります。